

へ廿日着二、右之もの御用立可申候、仍此段可得御意如此御座候、以上

九月十三日

加藤孫三郎

増子幸八郎様

(五九七―二)

*唯心流火術、此度梅沢孫太郎方より、免許相請申候ニ付試申度候所、近年勝手困窮仕、尚又御借上も打続候得ハ、自力ニ相叶不申候間、前ニ相済来候通、拝借金相済候様奉願上候、以上

九月

岡部新次衛門

(五九七―二)

扱下大久保村郷土岡部新次衛門拝借之儀、別紙之通願出候間、相済候様於私ニ奉願候、以上

九月

加藤孫三郎

右願、不□□趣ニ而願書御下ケニ相成候間、九月廿日「」帰候事

(五九八―二)

乍恐以書付奉願上候事

文金三拾両也

極窮百姓拾式人

内金拾八両

是ハ、極窮人拾式人江割渡シ、無返納ニ而御救被下置候様仕度奉願上候

残金拾式両

是ハ御役所様江利付御返金ニ指出シ、壹ケ年利金壹両本八百文ツ、来午より申迄拾

五ケ年御渡シ被下候分ヲ、直ニ上納仕候得ハ、拾八両ニ罷成申候間、本文同暮拾式両

上納ニ指向、皆納ニ罷成候様拾五ケ年賦ニ奉願上候

(五九七―二)

*唯心流火術 水戸藩下で採用されていた砲術流派の一つ。鉄砲を扱う技術を体系化していたと考えられる。

右村方之義ハ惣百姓極窮仕、如何様にも取統罷成兼候間、去ル寅年舫夫金三雜石并他所人馬役丸御免被下置候様奉願上、追々御催促申上候得共、土地方御救ハ容易ニハ御濟口不罷成候間、極窮之内ニも難渋之者共計リ相撰、外ニ御救方目論相願候様可仕旨御達御座候間、前書拾式人ハ極難渋人ニ而何レ共今日之取統も相成兼候ニ付、御案内仕忝人切ニ家体等迄入御覽、極窮之次第ヲも一々相認候通ニ御座候間、前書之御金無利永年賦ニ御濟被下置候、猶亦御役所様より、是迄ニ金拾兩式分余拝貸為仕置候分ヲハ、重々恐入候儀ニ御座候へ共、無利永年賦ニ被成下、可成ニも取統ケ差置申度旨奉存(候ハ)□□□御仁恵之御了簡ヲ以、何卒他所人馬役共ニ御免被下置候様偏奉願上候、以上

文化六年

巳六月

赤須村*

庄屋

喜兵衛

組頭

直三郎

御郡御奉行所様

赤須村

高六石六斗四升五合

内九升壹合引物

富三郎

本

田式斗五升

親半兵衛

定免分

田三石三斗七升九合

次男

本

畠壹石三斗五升四合

善三郎

とし廿四

とし五十三

とし廿八

(五九八一)

*赤須村 あかす村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市茅野町。みかげ石を産する。

かく(各)

畠石五斗七升壹合

三人

一、金壹分三百三拾三文

御拝借

(五九八一)

是八、病難ニ而困窮仕富三郎義、寅年迄ハ半季奉公仕居候所、卯年より元山職人弟子ニ罷成、當時元山仕居候得共、困窮故妻呼取候儀も不相成、独身ニ而難涉ニ罷有申候、此者父半兵衛右兩人子供若年之節、女房死後次男義背負候而農業仕候者、越後国出生ニ候得共、実体(身)なる者ニ御座候間、難涉之所相凌親代借金等も最早荒増シ仕抜申候得共、当分惣領へ姫取其義も困窮ゆへニ相成兼申候、且又当春より買暮ニ仕候、

*元山職人 (二二) 元山を参照。

同

高四石七斗九升

義介

内壹斗五升三合引物

とし三十八

本

女房

田三升五合

「 「 「

定免分

田式石九斗三合

「 「 「
〔 (三人) 〕

本

畠六斗八升六合

かく

畠石壹升三合

一、金貳両三百三拾三文御拝借

一、同貳両

*加判金

一、同九兩壹分貳朱 加判金内借分

是八、五ヶ年已前父病氣ニ而、薬用仕候所養生不相叶病死仕候、親代より極窮ニ付義介義鍛冶屋

*加判金 かはんきん。借用証文に連帯保証人として債務者とともに判を押すことを加判という。連帯保証人として債務者から引き受けた借金。

職分稽古、天下野村へ罷越居候所、罷歸家作等仕、其上新取立百姓同様ニ而、勿論妻呼取其後子
供恇人有之所、折節女房病氣ニ罷成年々薬用仕、其上件之子供去夏中より虫ニ而相煩当正月病死
仕件之病難故ニ連々困窮仕候、且又去秋中より買暮ニ仕候

高八石五斗五升

同

清兵衛

内四升三合引物

とし五十一

本

田五斗六升式合

女房

定免分

とよ

田三石老斗三升七合

とし四十八

本

畠老石式斗六升六合

男子

亀次郎

かく

とし「」

畠三石五斗四升式合

三人

一、金式分 御拝借 一、同三両也

加判金

一、同三両老分

内借分

是ハ、親代より極困窮ニ御座候所、兄源十江本家相渡両^(親分)引受、田畠共ニ少分之義分家仕、新百
姓 二而難渋之^(上カ)、両親共中風ニ而六七年病氣ニ而罷在、去辰年父介[□]病死仕、病中より内証
相傷、其上右清兵衛眼病相煩、件之病難打続連々困窮仕候、且又去秋中より買暮ニ仕候

同

高六石五斗五升五合

萩衛門

内壹斗八升九合引物

とし四十九

本

女房

田式石壹斗四升九合

りえ

定免分

とし三十九

田四斗八升壹合

本

男子

畠式石九斗壹升五合

次郎吉

かく

とし十四

畠八斗式升壹合

母

かん

メ 四人

一、金拾両壹分

加判金

一、同壹両

内借

是ハ、先萩衛門六七ヶ年已前より病身ニ罷成、養生不相叶去々卯年病死仕候、倅迎も若年ニ而御郡役等相勤申候義罷成兼候間、去辰四月中亀作村より当萩衛門江入聲ニ呼取、当分過合仕候得共、御上納辻迄村役人指替ニ而相納申候、右病難事ニハ馬損等仕自前困窮□□申候、且又去秋中より買暮ニ仕候

同

高三石六斗壹升七合

兵吉

内式斗九合引もの

とし式「」

本

女房

田六斗五合

「(とし)」

定免分

男子

「伊三郎か」

田八斗四升三合

本

畠四斗壹升六合

かく

畠壹石五斗四升四合

とし「」

女子 よ「」

とし十□

母 お□

とし「」

姫 は□

とし十五

メ 六人

馬壹疋

一、金壹両三百三拾三文

御拝借

一、同五両

加判金

一、同壹両貳分貳朱

内借

是ハ、右持分之田畠少分ニ而受地等仕、倅伊三郎義若年中より元山職分春友村与茂七弟子ニ罷成、当分師匠掛リニ而身台たり合ニも不相成、右兵吉壹人ニ而前書之人別暮方過合仕、老母義卯春中より通風ニ而手入仕、其上去暮中倅姫取仕、件之困窮故内証相傷難渋仕申候、且又当春より買暮シ仕候

(五九八一)

*春友村 はるとも村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市春友町。

高四石八斗三升

内壹斗九升引物

本

田八斗壹升九合

同

猶衛門

とし五十四

女房 しの

とし五十三

定免分

田式石式斗八升九合

本

畠五斗五升五合

かく

畠九斗七升七合

一、金壹両貳分

御拝借

一、同五両壹分

加判(金)□

一、同壹両壹分

内借分

是ハ、先次郎兵衛と申者夫婦共八十余ニ而病死仕、子供逆(もか)□(カ)老人も無御座候而極窮ニ付、潰ニ相成候者ニ付、常福寺□(寺)夫婦もの新百姓同様ニ取立、当巳迄七ヶ年ニ相成候、先次郎兵衛御未進内借御座候ヲ、右直衛門半季六工奉公仕、御未進等格別仕拔申候間、件之通出精ハ仕候へ共、取立百姓故ニ当分困窮相直リ不申候、且又当春より買暮仕候

男子 平三郎

とし廿□

次男 松之□

ノ 四人

馬壹疋

同

高四石六斗六升七合

内壹斗五合引物

本

田式斗五升六合

定免分

田式石七斗五升九合

本

畠八斗壹升貳合

かく

豊三郎

とし廿九

女房 ちえ

とし廿三

女子 なを

とし三才

母 もよ

とし五十一

畠七斗三升五合

ノ 四人

一、金三分七厘九拾弍文

御拝借

一、同三両

加判金

一、同弍両弍分

内借

一、同壹両

六工金

是ハ、当五ヶ年已前足よふニ付大病相煩、病身ニ罷成歩行相成兼難渋砌、又候時行煩ニ而、去七
八月迄農□^(兼)不相成、女房働ニ而取続申候間、女房迎も子供御座候□^(前)、日々暮方難渋故、土地方売
申候義悪土地ニ而、売□^(兼)罷成候ニ付、御未進内借等其外ハ御上納辻、村役□^(込)ニ而取続申候間、件
病氣故年々困窮仕、且又□□中より買暮仕候

高三石壹斗三升

内四斗壹升四合引物

獵介

本

とし四十□

田壹斗七升八合

女房 そめ

定免分

とし四十一

田壹石三斗五升八合

男子

本

獵三郎

畠八斗六升

とし十八

かく

女子 きち

畠三斗弍升

とし六ツ

男子 島之介

一、金弍朱

御拝借

一、同壹両弍分

身代金

メ 五人

とし弍ツ

是ハ、当七ヶ年已前痛風相煩、其節より往元隠氣ニ而、農業いたし候折節、五ヶ年已前類焼仕候
而、家作仕候義も不相成、村方合力ヲ貫掘立同様ニ普請仕、子供等大勢故、年々育子御金頂戴仕

(五九八一二)
*痛風 つうふう。足や手の関節が腫れて、激しく痛む病氣。

候もの之儀、誠無録同様之身分ニ候得ハ、至極之極窮ニ御座候、且又去夏中より買暮シ仕候

高七石八斗弍升六合

義衛門

内三斗七升五合引物

とし四十八

本

女房な「」

田壺斗六升弍合

とし「」

定免分

男子 清（三郎）「」

田四石四斗壺升九合

とし「」

本

女子「」

畠壺石四斗八升弍合

とし「」

かく

「」

畠壺石三斗五升九合

とし「」

母そ「」
とし「」

一、金弍両壺分百六拾七文

御拝借

一、同六両

加判金

メ 六人

一、同弍両

内借

馬□疋

是ハ、往元より極窮ニ御座候もの、当八九年已前焼失仕、殊ニ急火故馬等迄難指出損毛仕、自前
と相傷折節、子供清三郎病身ニ罷成、更ニ歩行も不相成罷在候所、漸去辰十月頃より歩行相成申
候間、其内人別大勢暮方壺人にて役介仕、其内相傷持分之田畠迎も高辻計多罷成、金目ニも相成
候土地方ハ無御座候ニ付、右難渋之内相放奉公仕候得者、跡扶持之もの暮方ニ難渋仕候間、去辰
暮御拝借等奉願上、御救金等被 仰付取続申候、極窮ニ御座候、且又去秋中より買暮シ仕候

高五石七斗八升八合

喜三郎

内八升四合引もの

本

田式石六斗六合

妹 ふて

とし廿七

定免分

田式石壹斗六升

妹 ふ□

とし十五

本

畠式石四斗五合

妹 の□□

とし十

かく

畠五斗三升三合

父 孫衛門

とし八十四

メ 五人

一、金壹分七百七十八文

御拝借

一、同六兩

加判金

一、同三兩

内借

是ハ当五ヶ年巳前女房大病ニ而、薬用相届申間敷□^{（罹カ）}之大病之砌、親孫衛門中風仕、仍右孫衛門兩人之病人□^{（共ニ）}介抱、女房義ハ快気仕候得共、父孫衛門八十四才ニ而去々卯八月半病死仕、長病ニ付内證相傷、殊ニハ子供大勢役介取続兼、持分田畠年季等ニ壳渡申候得共、唯今以件傷不相直、年々六工奉公杯仕候得共、右土地方等請返申義も不相成年々難渡仕候、且又当春中より買暮シ仕候

高三石八斗八升式合

庄次衛門

内壹斗式升壹合引もの

とし廿四

田式斗三升

弟 義三郎

とし廿一

定免分

田式石九斗式升

母 まつ

とし四十式

本

畠壺斗五升九合

三人

かく

畠五斗五升式合

一、金壹分式朱

御拝借

一、同五両

身代金

是ハ往元より極窮人、右庄次衛門親長病ニ而当五ヶ年已前病死仕候砌、家上相破レ嵐之節家根返りニ□□候、件之通困窮故右古材木ヲ以掘立ニ出来母親□□指置、兄弟ニ而右難渋之内相傷候ヲ為仕拔奉公罷出居候得共、右掘立家難相用、春友村より断候而古家買取家作仕、弟義三郎去々卯年より母壺人ニ而百姓立仕候折節、去年中訳ケ而凶作故暮込ニ相成、当年居村ニ半季奉公仕候、且又去秋中より買暮仕候

高六石三斗壺升六合

喜代三郎

内壺斗六升八合引もの

とし三十七

本

女房 みね

田壺石三升六合

とし廿六

定免分

男子 寅吉

田壺石五斗九升八合

年四ツ

本

女子 はる

畠壺石九斗式升五合

年三才

かく

四人

馬壺疋

畠壺石五斗八升式合

一、金三分三百八拾九文

御拝借

一、金壹両三分

加判金

是ハ親代より困窮ニ而、母并右喜代三郎奉公仕居候砌、母病身ニ罷成介抱仕候所不相叶養生、当

四ヶ年已前病死仕、其後親武衛門中風仕候而当月病死仕、其上御貸シ馬等拝借仕候得共、去々卯年定□駄仕候節怪我仕、当分金目ニも不相成年々病□打続、当分半季六工等奉公仕漸今日ヲ「候極窮人ニ御座候、殊ニハ居家も」「相成兼申候、且又極月中より買暮ニ仕候

(五九八一—二)

高六拾六石五斗九升六合

内式石壹斗四升六合 畠作江代永引

本郷

本郷

田七石七斗八升八合

畠拾三石八斗式升七合

定免

かく

田式拾八石式斗四升六合

畠拾四石五斗五升六合

金 拾両式分百式拾五文

御拝借

金 四拾両壹分

加判金

金 拾四両式分式朱

内借分

金 七両式分

身代金

右村方立百姓与頭迄拾八軒御座候内、何れも困窮ニ候得共拾式人ハ別而極窮ニ而、時々御上納ニ指支、誠ニ悪土地計所持仕候もの共故、持高ハ在之候而も、田畑共ニ取実無御座候ニ付、食不足仕、春ニ罷成候而ハ一同買暮、其内ニ旧冬より買暮仕候ものも御座候処、外ニ夫食買上代之手当無御座候間、面々筵或ハわらんしくつ等作り売代なし夫食買上候ニ付、田畑手入ニも自然と相緩最早取続兼候故、不得止事去ル寅年御救奉願上置候而、時々御□申上候付此度御糺被下置候間、困窮之次第ハ人「」
当等之儀迄吟味仕候而、少茂無□返仕「」 「御案内仕、御軒別御改申請候様被仰付候間、得卜相□御拝借村役人加判金内借夫食等之次第迄、委細前書之通仕出入御覽候所、村役人之我々少茂蟠等有之段申上候もの茂御座候ハ、何分越度ニも可被仰付候、以上

(五九八一—二)

*わらんしくつ わらんじぐつの変化したもの。草鞋(わらじ)のこと。爪先の長い緒を周囲にある乳(ち)に通して足にまといつける薬製のはきもの。

文化六年

巳三月

右村

兼帯庄屋

喜兵衛

与頭

直三郎

(五九八―三)

覚

金 三拾兩

赤須村

極窮百姓

拾式人

内拾式兩

是ハ、老割利付金ニ役所ニ而請取、一ケ年分利金老兩本八百文ツ、指向、拾五ケ年上納仕候得ハ、拾八兩之納ニ罷成候間、同暮元金拾式兩ヲも上納仕、都合三拾兩皆納ニ罷成候様

仕度奉存候

殘金拾八兩

是ハ、前書極窮拾式人ハ夫食ヲも買暮ニ仕、必至と指詰候もの共ニ御座候間、当座之難洪ヲ為凌又払置候土地方之内少々宛も為買返、潰絶前等不相成迄ニ配分仕、相渡申度奉存候、

右村^高方之儀ハ、本新合百三拾老石余之小郷ニ而、立百姓拾八軒惣人別九拾六人之内、老人子供病者身売人奉公人相除候得ハ、農業之働仕候ものハ男女ニ而四拾九人有之候得共、^{*}小沢郷田方堰元ニ候間、夫人足も余計ニ相動^働候所、畠方之「^{*}山入山根付等ニ而、地味も不宜候上猪鹿ニ被荒、各免分畠拾

九石余ハ荒増荒地ニ罷成、村方一統致困窮候付捨置候得ハ、追々潰絶前ニ罷成、堰元之御用も相勤不申候間、舩夫金三雜穀御免并荒地之分者、御取付をも御下被下候様仕度旨、去ル寅年より年々相願候

(五九八―三)

*小沢郷 おざわ郷(久慈郡)。竹瓦・留・児島・小目・小沼・岡田・幡・沢目・内田・落合・堅磐・釈迦堂・上土木内・下土木内・田中々・大橋・茂宮の一七ヶ村をいう。

*山入山根付 やまいりねつき。入りは引つ込んだ奥の所。根はふもとの意で、山の奥や山のおもとにあることをいう。

*猪鹿 猪と鹿。山から出て山畑の楮や田畑の作物を食い荒らす害獣。

得とも、御時節柄之儀を申含置候処、当春ニ罷成候而ハ、何レニも取扱之致方無之趣、類ニ願出無扱相聞候付、一村之御救ハ不相濟候条、難洪人之内ニも別而致方無之者共はかり致吟味、面付帳仕立指出候様相違候付、別冊之通り指出候所、難洪人持高メ六拾六石五斗余内畠式拾八石三斗余之分、舫夫金三雜穀御免ニ目論候得ハ、金式兩余之御救ニ罷成、各免分畠方拾^⑤五斗余と丸荒地之由ニ御座候間、是又御「不致候而者不罷成、彼是都合仕候而者金式」余ニ罷成、右之分五七ヶ年も御救被下候儀ニ御座候「小郷ニ而、莫大之御不益相立候ニ付、土地方御救ハ不相濟候間、外ニ御救方了簡仕相願候様ニと申付候^⑥、無利金拝借願出候間、調役指出当夏致収納候麦小麦之收納高迄、懐合得ト為相糺候処、式三俵より五六俵之取高ニ而、拾俵取候ものハ老人ならてハ無之候付、夫食不足ニ在之間、筵或ハくつわらんし等ヲ作売代替夫食相求候故、田畠手入共相届兼候上、荒地悪所等而已致所持候儀ニ候間、年々不作仕村方申出之通及難洪候ニ相違無御座候付、別紙願金高之義も押候而為相減候間、前書之通無御減酒役金^{*}」御拝借御濟被下、指懸り候難洪ヲ為凌、田畠手入可成ニも相届候様仕度奉存候、扱又役所「儀御出置候拝借利付之分ハ無利ニ相直^⑦」之儀も上納相成候程ニ申付候様可仕候間、何^⑧前書之通御濟被下候様偏ニ奉願候、以上

九月

加藤孫三郎

(五九九)

高野	大沼	南高野 [*]	田尻	亀作	川尻	河原子	下孫
蓮田	井坂	同人	広瀬	安島	広瀬	井坂	同人
大久保	宮田	照沼 [*]	折笠	高貫	長谷	小目	茅根
同人	寺門	五藤	広せ	清水	清水	原	清水
真弓	村松西方	介川	船石川 [*]	田渡	金沢		

(五九八一三)

*酒役金 藩が村々の酒株をもつ酒造業者に課した税金のこと。造酒高一〇〇石につき一両を納める。

(五九九)

*南高野(村) みなみこうや村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市南高野。茂宮川の左岸。海岸段丘に位置する。

*照沼(村) てるぬま村(那珂郡)。

石神組に属する。現東海村照沼。

*船石川(村) ふないしかわ村(那珂郡)。石神組に属する。現東海村船石川。

安島 五藤 寺門 原 清水 井坂
扱下当田方小検見相濟候村々、別紙之通御座候、以上

九月

大吟味様中

加藤孫三郎

(六〇〇)

覚

廻船老艘

* 棚倉領平潟浜

此積荷、鋤七拾箇但拾貫目入

直乗船頭

友衛門

水主

二人

右、大里扱下磯部村吉衛門荷物、去ル八日平潟浜ニ而積受致出帆候由之所、同夜八ツ半時頃会瀬浜ニ而及破船候旨訴出候付、支配指出為相糺候所、其砌ハ闇夜之儀故見付マツキ之山ヲ「八ツ崎と申磯へ船乗掛水船ニ相成、身命危上荷物三拾壹箇海中へ投捨介船呼掛候付、右村役人共早々」「介船指出、水主共無難ニ介揚、其外水船」「三拾九箇船海具共ニ不残渚へ引付候趣ニ而、何等」「相聞不申候間前振之通取計、浦証文写共ニ式通指出入御覽候間、御用相濟次第追而御下ケ可被下候、以上

九月

加藤孫三郎

(六〇一)

九月十六日仕出御用

一、田中々村藤三郎御駕籠方へ召抱候處、親病氣ニ付指下シ度旨願有之間、願書指出受払方より御

(六〇〇)

* 棚倉領 陸奥国棚倉藩(たなくら)の領地。藩主は小笠原長堯で、石高は六万石余。常陸国では、平潟浜や神岡村が棚倉藩領となっていた。

* 平潟浜 ひらかた港(多賀郡)。平方とも書いた。現北茨城市平潟町。はじめ岩城氏領、慶長七年に松岡藩領、元和八年に陸奥棚倉藩領となる。平潟は、古来より天然の良港として栄えてきた。

目付方へ申出候事

一、当田方無検見村々申出忝通

一、大検見景気書忝通

一、引方厘割一綴

一、平潟船会瀬二而破船一件、裏証文とも申出

一、いし浜村庄屋藤兵衛船拝借御返願「」

一、川尻村元廿分一役新兵衛御暇二付御「」之御断忝枚

一、額田常念寺・本米崎村上宮寺・諏訪村多賀野（福）宜材木願五通

一、赤須村極窮百姓御救願一袋

北浜御成二付

一、人馬賃せん仕出帳吟味方へ指出

(六〇二)

乍恐以書付奉御訴候事

女人相書

一、顔常体色黒キ方

一、中せひ

一、髪しら毛交り

一、前歯上下かけ

着類

大久保村

困窮百姓

藏之介

老母 なを

年六十八

(六〇一)

*上宮寺 じょうぐうじ。那珂郡本米崎村にある浄土真宗本願寺派の寺。檀原山正法院と号す。本尊は阿弥陀如来。開基は親鸞の直弟二十四輩第一九番の明法。

- 一、古綴レの袷、袖無シ羽織
- 一、木綿花色古袷壱ツ

裏つきく

- 一、鼠いろ古ひとへもの 壱ツ

- 一、木綿もえき古帯ヲメ

所持之品々

- 一、鼠いろひとへもの式杖

- 一、麻古白さらし壱ツ

- 一、花いろ古綿入壱ツ

うちかき

右之もの老母、去ル十四日夜九ツ半ニも御座候半、隱宅より風与罷出、行方不相知ら^(ママ)ニ付、当人召呼前日より之次第も在之哉と相尋候処、四五日以前よりうつく仕候気味有之由、尚またはきもの等も有之候得者、はだしニ而罷出候由、左候得ハ物付等ニ而可有之哉与心付申候ニ付、町内ハ不及申ニ惣村中追々寄集リ、十五日朝より昼^(頃迄カ)山川峰々沢々ハ不及申、隣村迄為參尋候処、更ニ手掛無之次第ニ付、何とも奉恐入候得とも奉御訴候、重々乍恐御慈悲之御了簡を以御触流被下置候様、偏奉願上候、仍而如件

右村

文化六年巳九月

庄屋 介兵衛

与頭 兩人

御郡御奉行所様

(千〇三)

以書付致啓達候、加藤孫三郎殿御扱下川尻村出之もの壱人、御領中御構六倉領之内御定之場所へ、御追放被仰付候間、右請取之御支配、明後十八日五ツ半時牢屋敷へ罷出、同人請取御追放取計候様、可

被御申付候、尤右之趣御奉行衆よりも御断有之候と存候、以上

九月十六日

藤田次郎左衛門様

猪飼(左衛門)

尚々、棒持人足之儀、御町境迄ハ役所より指出候間「」村継ヲ以可被遣候、以上

(六〇四)

覚

郷人足拾七人程

右、折笠御陣屋御先手物頭詰所前置土之場所はかり損シ土減り候処、繕置土堅メ同矢場置土減り、同
* 塚崩候ニ付、突立葉から垣打返り之防杭朽候分、新キ取替結直申候、御入用積大図前書之通りニ御座
候、以上

九月

御普請方

(六〇五)

加藤孫三郎扱

額田村

右村驛場之上、向山常福寺御普請ハ勿論、御法事「」御用等迄、多クハ一村ニ而持切相勤候故ヲ以、
夫金(二種)□□石御免御救相立居候所、近年別而御用向繁リ村(五)傷候由ニ付、去辰年金百兩永年賦拜借「」
「」当春中金七十兩年賦拜借相濟候付而ハ、夫金三雜穀御救、当巳より引上候様相達候振りも有之候
処、当□(三)迄年限之内候間ニ而僅一ケ年ニ相成、此節引上ニ而者氣請も如何敷由申出候趣、無余儀相聞
候付、誠ニ別段御了簡ヲ以、伺之通当巳年ハ是迄之通御免居リ相濟候条、来午年より追々引上候儀ハ
勿論、仕法行届候様可被取扱事

(六〇四)

* 塚 あづち。的弓の施設。的をか
けるために弓場の正面に設ける山形
の盛り土。南山、的山ともいう。

(六〇六)

加藤孫三郎扱

田中々村 南高野村 滑川村新田共 高原村新田共 大沼村

瀬谷村新田共 沢村新田共 外の村新田共 足崎村新田共 諏訪村

右拾ヶ村田島、定免土免舫夫金三雜穀御免御救居并引上、亦ハ御益ヲ付年キ切替候分

上高場村新田共 幡村 杉村新田共 沢村新田 外の村新田

長砂村 亀作村 稲田村新田共

右八ヶ村定免新キ御救候分

右村々本郷新田共、田島年キ切替并田方新キ御救本免帰共、別段御了簡ヲ以都而伺之通相済候事

(六〇七)

加藤孫三郎・入江忠八郎江

瓜連并向山常福寺両境内木伐之義ハ、前々より御寺へ御住候而願も無之届而已ニ而根伐致来候趣、寺社方旧記等申出候振も有之候得共、以来根返り風折等并少々之悪木拔伐等ハ、是迄之通り勝手伐取候而も宜候得共、右之内も根伐之節屋上障等ニも可相成分ハ為申出、各へ相懸候筈且普請用木等木数多伐取候節ハ、以来為訴出他院之通各々相懸候筈候得共、御寺柄之儀ニ付寺社方申出之趣も有之候付、見分之節寺社方役所よりも一同□計之上、故障有無申出候筈候条旁御心得可〔^{（被有之カ）}」事

(六〇八一)

川尻村出之者耆人、宍倉領之内追放ニ而、別紙之通、御町奉行中申出候条宜御取計可被有之候、以上
九月十六日

赤林八郎左衛門

藤田次郎左衛門様

(六〇八―二)

覚

川尻村出之者老人、御領中御構、宍倉領之内御定之場所へ御追放被 仰付候間、右請取候手代明後十日牢屋敷へ指出候様、藤田次郎左衛門方へ御断可被下候、尤刻限等之儀ハ役所より申合候様可仕候、以上

九月十六日

御町方

(六〇九)

川尻村出立婦

文兵衛

右御達之上、去ル十八日追放取計相済申候、仍而申渡書写懸御目申候、以上

九月廿四日

加藤孫三郎

御目付様中

(六一〇)

以書付致啓達候、扱下湊村帳外伊十儀、御扱下於高野村ニ致盜候儀、先達而及御懸ケ合候処、高野村紋兵衛申口ニ而ハ、金壹分鏢式貫五百文被盜候由、伊十方にてハ壹分老貫四百文之由ニ而異同いたし候得共、少分之員数違ニ候間再糺におよひ間敷存候、仍而別紙之通刑目論及御相談、否御振ニ可被仰聞候、以上

九月廿日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

尚々、御廻し穿鑿口書并伊十口書一同御返申候、以上

(六一一)

原

五藤

五藤

清水

安島

石神白方

村松東方

石神豊岡

小沢

大森

安島

安島

寺門

蓮田

蓮田

手縄

瀬谷

会瀬

山部

伊師浜□

蓮田

伊師本郷

扱下当田方小検見相濟候村々、別紙之通ニ御座候、以上

九月

大吟味様中

加藤孫三郎

(六一二)

扱下石神豊岡村百姓清兵衛と申者、去ル廿五日久慈村へ塩売ニ罷越候所、久慈川水増ニ而渡船相留難儀候由ニ而、右村与次郎と申もの知合ニ付相頼、小船ニ而相渡候所さし潮ニ而舟被打返、兩人共水死仕、尤清兵衛死骸者早速川口ニ而見付候処、全ク溺死ニ相違無之相聞候間、由緒之もの共へ為相渡申候、尤此上疑心之筋も相聞候ハ、其節相糺可申候得共、先ツ此段御心得ニ申上候、以上

九月

加藤孫三郎

(六一三)

覚

鏗式百文

右宍戸役人中より文通小飛脚ニ而參候節、村□申付候ニ而、右賄代請取手形此度仕出候間、御裏判相濟候様仕度候、尤此段吟味方へ御断可被下候、以上

(六一二)

*さし潮 差潮。さしてくる潮。みち潮のこと。

九月

加藤孫三郎

(六一四一一)

以書付致啓達候、御扱下田木谷村百姓惣介与申者、当四月頃村方罷出神岡村ニ罷在候所、病氣ニ而歸村可致与扱下田中々村迄罷越候所、歩行更ニ不相成由ニ而、別訴之通申出候間、村方御糺之上、早速由緒之者共罷越召連候様御達可被成候、迎之者罷越候迄ハ右村方へ申付、療治為相加候間、左様御心得可被下候、此段得御意候、以上

九月廿五日

加藤孫三郎

小宮山次郎衛門様

(六一四一二)

乍恐以書付奉伺候事

紅葉御扱下田木谷村百姓惣介継子忠次与申もの之由、当四月頃居村ヲ罷出棚倉領神岡村ニ罷在候所、病氣ニ付、居村へ罷歸リ可申罷出候趣之所、歩行不相叶候ニ付、昨廿三日九ツ時頃村方へ漸這込、あゝんたニ乗り歸村仕度由願ニ御座候所、御領内之者与申病者之儀ニ御座候間、先ツ医師相かけ薬用為仕候所、病苦ハ格別宜相成候得共、歩行之儀ハ一円不罷成候間、願之通あゝんた出来相送候様可仕候哉、此段奉伺候、且道中傷も御座候間、紅葉御役所様へ御掛ケ合被下置、当人由緒之者御呼被下置候様、御下知被成下置候ハ、於村方ニハ難有仕合奉存候、依如件

文化六年巳九月

田中々村

庄屋

藤兵衛

御郡御奉行所様

組頭

三人

(六一四一一)

*神岡村 かみおか村(多賀郡)。現北茨城市南高野町神岡上、神岡下。はじめ岩城氏領、慶長七年に松岡藩領、元和八年からは陸奥棚倉藩領となる。正保年間以後、神岡下村と神岡上村に分村された。

(六一四一二)

*田木谷村 たぎや村(新治郡)。紅葉組に属する。現小美玉市田木谷園部川右岸の台地上にある。漁業を営み、名産として鯉・鮒などがある。
*あゝんた 籬輿(あんだ)。長方形の板の回りに竹で編んだ縁をつけた手輿(たごし)。罪人、戦死者、負傷者などを運ぶのに用いた。

(六一五)

九月廿五日仕出御用

- 一、照沼村如意輪寺枯松拝領願、故障有無申出御「」
- 一、額田村渡舟造替御入目仕出壹袋
- 一、大沼村飢人庄藏病死二付、吟味方へ為知指出候事
- 一、田方引方厘付、前留之通大吟味方へ指出候事
- 一、御賄方へ納真木之儀、常葉組仕出戻り廻状忝通相廻候事
- 一、江戸御用大豆掛り銭之儀二付、常葉組仕出戻り廻状相廻候事
- 一、小宮山次郎衛門并松平權藏等へ御用状忝通指遣候事

(六一六)

以廻状致啓上候、野妻義昨夜安産女子致出生候、乍略義廻状二而為御知得御意候、御世話なから御順達可被下候、以上

八月廿六日

石川儀兵衛

外見習式人

九郡宛

(六一七)

享保十巳十月十二日

*恭伯様十七回御忌御法事之所、御在国中向山并山御寺江 御直拝被遊候由二付、其節御取扱□石神・大里御同役中より御書出ニ致度候間、早速御通□之事
右、御用人衆より達之由二而、受払方より相廻候事

(六一七)

*恭伯様 水戸藩三代藩主徳川綱条の子、吉孚（よしぎね）。元禄十一年六月將軍綱吉の娘八重姫を娶る。宝永六年十月二日、二五歳で死去。

(六一八)

以書付致啓上候、御扱下友部村於權限山ニ当三月中、同村庄三郎・島名村忠三郎等博奕催之一件、拘
リ之者共追々穿鑿御掛被成候由之所、高原村忠兵衛・太三郎・源兵衛・伴介・友部村兵藏、右之者都
合七人ニ而博奕致居候場へ、高萩村常三郎外老人名前不知もの罷越相加リ、九人ニ相成候所、間もな
く八九人右之内式人拔身ヲ持押掛參リ候付、居合之者逃去リ衣類等捨置候ヲ奪取立去リ候由、右高萩
村常三郎外老人名前不知ものも、右悪ル者と同類ニ可有之と心得候旨申述候趣、委細ハ口書巻卷、先
達而御廻^(C)被仰聞候付其節一ト通及御答候通、常三郎儀^(C)不宜風説も有之候二付、捕方之者為指出候
所、宿元立去いづれへ罷出候や不相知趣、仍而行先キ追々「候由之所、今以行衛不知旨申出
候間、尚此上心」候ハ、召捕、早速申出候様相達候儀ニ御座候、若召捕候ハ、早速得御意候
様可致候得共、拘リ之者穿鑿ニ相成候段聞^(及)、遠方へ立去リ候儀ニ可有之や、先ツ口書巻卷致返^(細)、
委^(細)口書義ハ追而御申合可致候得共、右旁可得御意如此御座候、以上

九月廿五日

島村孫衛門

加藤孫三郎様

尚々、島名村忠三郎口書留置申候

(六一九)

以書付致啓達候、然者友部村博奕一件江拘候御扱下上郷村惣三郎、先達而御召捕入獄被仰付置、最早
数日ニ相成候付、穿鑿相掛ケ候様可致旨、御催促も御ざ候得とも、最初得御意候通、口書巻卷別高相
廻置候故致延引、漸此度相廻候間穿鑿相掛ケ可^(申候)、当時御取付御勘定江支配相掛ケ置、来月ハ出向
候、常福寺へ兩度御法事御座候由二付、十一日方よりハ右御用ニ為取掛ケ其上病氣引等有之、旁以支
配相^(付)候所、遠所之儀ニ候間、支配老人指越候様先達而被仰^(付)候間、新役共之内より繰合候儀ハ如何
様ニも可致候得共、穿^(細)口書義ハ本人申付候支配ハ暫之内ハ手明兼候二付、御取込之内ニハ候得共、本人
ハ御役所ニ而被仰付被下候様可被下哉、左候ハ、口書早速相廻シ相応ニも相成候、支配老人ハ御左右

次第指出候様致度御ざ候、乍去御役所迎も御勘定最中ニ而、御繰合も御六ツケ敷可有御坐候ハ、惣三郎儀太田村江牢替被仰付候様致度御ざ候、手近ニ相成候得ハ、繰合ヲ以如何様ニも穿鑿相掛ケ候様可致候間、否御報ニ致承知度此段得御意候、以上

九月廿八日

加藤孫三郎

増子幸八郎様

(六二〇)

御書付致拜見候、先達而御掛ケ合御座候湊村帳外□伊十儀、高野村紋兵衛所ニ而盜致候者金壹分鑿壹貫四百文有之由ヲ申、紋兵衛儀ハ壹分式貫五百文被盜取候旨ヲ□致、異同候得共少分之儀ニ候間、再糺ニも及間敷思召□御目論書御廻被成候間、致熟覽候所、何之存寄も無之「中」役所拘リ之者共、致刑目論掛御目候条、思召も御坐候ハ、何□中可被仰聞候、依而伊十刑御目論致返進候、役所糺口書ともニ相廻、此段御相談旁得御意候、以上

九月廿九日

加藤孫三郎

藤田次郎左衛門様

(六一一)

以書付致啓達候、田中々村大法院弟左衛門博奕一件、委細去月中口書相廻御懸ケ合申候処、拘り□之も之の共数日手錠等申付候間、近ク刑当取計申度候間、御吟味相濟候ハ、右之もの刑当御目論御廻御座候様致度、此段及御懸ケ合候、以上

九月朔日

加藤孫三郎「一」

松本七郎衛門様

(六一二)

九月晦日仕出御用

- 一、当已田方引方厘割、左留之通り御奉行并大吟味かたへ指出候事
- 一、宍戸役人中より文通小飛脚ニ而參り候ニ付、賄代手形仕出候間、前留之通御用人衆へ御断指出候事

一、湊村帳外伊十盗一件拘り之者共刑当之儀、前留之通次郎左衛門へ及返書候事

一、北浜 御成候節、孝孝并九十才以上之者へ御ほうひ鏢被下候ニ付、請取手形仕出候間、別留之通

御用人衆へ御断申出候事

一、御同断之節、浜々ニ而諸魚為御取ニ相成候ニ付、代鏢被下候様仕度旨、別留之通御奉行衆へ申出候事

但、御断吟味方へ相廻候ハ、手形指出見届請候様ニと申遣候由之事

一、介川村庄屋伝十郎、此度改判ニ付、全判別紙御目付方へ指出候事

一、久慈村等水死之者、為御知前留之通御奉行衆へ申出候事

一、恭伯様十七回 御法事之節 御直拝之義、別留之通御用人衆へ申出候事

一、田中々村大法院弟左衛門博奕拘り一件札□取、前留之通寺社役松本七郎衛門へ及文通候事

(六三三)

以書付致啓上候、此度向山常福寺御普請御用罷成越ニ付、御入用之竹木等御断申出候へ共、右ニ付左之通御廻被下候様致度御ざ候、尤不足之分ハ、尚亦追々得御意候事も可有御座哉ニ御座候間、兼而左様御承合可被下候、右之段得貴意度如斯ニ御座候、以上

九月廿八日

御普請方

久保田清衛門

石神御郡方

御手代様中

覚

- 一、中竹 三百本
- 一、小竹 千百本
- 一、さら竹 千五百本
- 一、太縄 七百房
- 一、細縄 五十房
- 一、藁 五十束
- 一、菰 五十枚

此七行来月朔日迄二相廻候様致度御ざ候

- 一、杉五挺 長弍間
- 一、同沓挺 長弍間
- 一、同板五十枚 巾八九寸
- 一、同拾枚 巾九寸尺

- 一、松板百枚 巾八寸より尺
- 一、同板弍十枚巾八九寸
- 長沓間
- 厚四分
- 厚八分

- 一、同三十丁 巾四寸
- 一、同拾五丁 長弍間
- 長弍間
- 厚六分
- 厚八分

- 一、同拾丁 長弍間
- 一、同四挺 長弍間
- 厚沓寸
- 三寸角

- 一、同五丁 長弍間
- 四寸かく
- 弍寸五分かく
- 五寸かく

此十一行来月五日迄二追々御廻被下候様御座候

右、材木之内御山取之振りニより少々減過御座候、左様御承知可被下候、以上

(六二四)

先達而申達候通り御土産ニ相成候寒水石御花生、太田九藏江申付、此程大森辺ニ而山取致候由之処不
宜、御用ニ不相成候由、仍而又々諏訪村水元之近辺ニ而切取候旨申出候間、其旨御心得可被「
此度ハ御見替共二ツ三ツも切取候事ニ付」「迄人足指出、右ニ付介川村石切召仕候旨旁申出
候間、夫々ニ御達可被成候、勿論委細ハ当人より申出候筈ニ御座候、右ニ付御承知可被成候、以上

九月廿八日

中村与一左衛門

加藤孫三郎様

(六二五)

九月晦日帰り御用

一、田中々村藤三郎請状故障有之候旨申出置候処、亦々右請状相達候様ニと御目付方達候事

一、北浜へ被為入候節、孝貞老年之者御道書へ乗不申候付、別高分共ニ書出候様ニと御通事衆より好

候事

一、先日 御内証様御入候節、額田村市十郎より栗餅指上候、重箱御返しニ相成候処、御くわし与
奉存候ニ被遣候者、尤拝領と心得不申候様へとくれく御通事衆より申聞有之由之事

一、向山常福寺御普請郷人足竹木等之義ニ付、御普請方より申出候御断、御用人衆より左之通御達有
之候事

一、伊師浜村藤兵衛船拝借上納御差略之儀、別紙之通御達候事

一、御厩方納槓割物、留之通申来候事

一、奥御賄方納槓手形引替之儀、右同断

一、瑞龍 御墓所御普請御用材木等之儀、再勘候通御用人衆より御達候事

(六二六)

以書付致啓上候、向山御普請御用竹木之儀、一昨日得御意候處、亦々左之松丸太指懸り御用ニ御座候間、是亦来月五日迄ニ御廻被下候様致度御座候、此段得貴意度如斯ニ御座候、以上

九月晦日

久保田清衛門

石神御郡方御手代様中

覚

松丸太拾四本

長貳間

末口三寸

右之通りニ御座候、以上

(六二七)

向山常福寺御普請御用、郷人足竹木繩藁孤其外諸品御入用次第被指出候様、石神御郡方へ御断被成可被下候、以上

九月

御普請方

(六二八)

御書付致拜見候、扱下田木谷村忠次と申者神岡村ニ罷在候所、病氣付可致帰村と御扱下田中々村迄罷越候所、歩行不相成由右村より申出有之ニ付、由緒之もの共連參候様村方へ可相達旨、委細被仰聞候趣致承知候、村方相糺候處、田木谷村人別之ものニ有之候、尤由緒ハ小川村半兵衛と申者、忠次縁兄之旨申出候、仍而右之者指遣申候間、当人引渡候様田中々へ御達可被下候、何角御世話(様)相成候事ニ御座候、右御答旁如斯ニ御座候、以上

九月廿八日

小宮山次郎左衛門

加藤孫三郎様

尚々、田中々々村より申出、致返進候間、御落手可被成候

(六二九)

覚

本郷分

○田高貳万三千五百五拾貳石余

○田貳千貳百七拾三石貳斗六升四合

内 ○百拾六石七斗三升九合

○五百九拾五石貳斗五升七合

○但百石二付九石六斗五升引

○去引 三千六拾五石七斗貳升五合

○指引×七百九拾貳石四斗六升壹合

新田分

○田高九百四拾壹石壹斗余

○田八拾四石壹斗也

内 ○七斗六升

○六石壹斗五升壹合

○但百石二付八石九斗三升引

○去引 百三拾貳石七斗九升壹合

○指引×四拾八石六斗九升壹合

右、石神御郡下当巳引方、大図前書之通ニ御座候、以上

巳九月

当巳付荒*

辰ニ巳引不足

辰ニ巳引不足

加藤孫三郎

(六二九)

*付荒 つけあれ。作付や種まきを行なつた耕地で、労働力不足や困窮のため、農作業ができず荒廢した土地。

付札

定免土免定引并永引無檢見村方除分

○田高壹万三千三百八拾三石九斗余

○田貳千八百八拾七石七斗八升九合

○但百石ニ付拾九石貳斗壹升引

○去引貳千五百三拾五石三斗九升壹合

○指引メ三百四拾七石六斗貳合

辰ニ巳引不足

右、いづれも延紙堅紙ニ認、例之通御奉行衆并大吟味方へ指出、尤御奉行衆へハ付札なし

(六三〇一)

覚

一、栗七挺

長貳間

一、栗四挺

長貳間

六寸角

四寸角

一、栗丸太貳拾八本

長壹丈

一、杉八挺

長貳間

末口三四寸

六寸角

一、杉貳拾八挺

長貳間

一、杉板五枚

巾九寸壹尺

四寸角

長壹間

厚三寸

右、瑞龍山御方々様御柵御修覆御入用ニ御座候間、御帰所迄相廻候様致度御座候、尤栗角物之儀者御貯品無之候ハ、役所より招呼候様ニも可仕候間、松御材木之義御取扱ニ相成候ハ、本文之通来月二日迄ニ御廻可被下候、以上

九月廿七日

御普請方

椎名覚兵衛

石神御郡方

御手代様中

右之通申来候所、栗ハ無之候付杉計早速相廻可申旨、返書遣候事

(六三〇一)

瑞龍 御墓所御普請御用、別紙之通申出候間、宜御取計可被成候、以上

九月晦日

中村与一左衛門

藤田次郎左衛門様

(六三一)

覚

一、杉八挺

長式間

一、杉式拾八挺

長式間

六寸角

四寸角

一、杉板五枚

巾壹尺

長壹間

厚三寸

右、瑞龍山御方々様御墓所御普請御用、右御埴所迄早速相廻候様、石神御郡方へ御断被成可被下候、以上

九月

御普請方

(六三二)

以書付致啓達候、御扱下田中々村武衛門役所御用立申付置候処、近頃金高も相^②□、百五拾兩高御借入相成候処、御借居相成^③□ニ付候而ハ、上下着用御免年頭登城并丸水御荷府御願之義、可申出と存候ニ付、去々卯年中及御内談候処、其節ハ先ツ見合候方可然旨御申聞候趣も有之付、差延置候得とも、此程ハ申出候而も御故障ハ有之間敷候哉、此段及御内談候間、否御報被仰聞候様致度存候、以上

九月廿八日

桑原善四郎

加藤孫三郎様

(六三三)

折笠村御陣屋矢場崩候処、少分之義にも有之候間、御郡方ニ而繕致候様御用人衆より御口達ニ相成候、尤近^④□見分も有之由、旁権蔵様へ御口達御座候間得御意候、以上

十月二日

喜三郎

甚作

伴介様

伴五郎様

(六三四)

百姓共葬式花美ニいたし、或ハ寢棺ニいたし、武家ニ異リし葬送取行候者、刑当振御見合有之候ハ、御取込中なから為御写可被下候事

九月

大里組

(六三五)

以書付致啓達候、湊村帳外伊十盗へ拘り候紋兵衛等刑当ふり、御目論御廻被成候処存寄無御座候、仍

(六三二)

*丸水御荷府(符) まるみずごに
ふ。水戸藩の印(丸に水)をつけた
水戸藩御用の荷札。

而伊十義ハ来ル五日刑当取計可申候間、紋兵衛等同日御取計ニ致度御廻之刑申渡書并紋兵衛等口書返進致候、伊十口書等役所へ留置申候、右之段得御意度如此御座候、以上

十月二日

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門

(六三六)

以書付致啓違候、来月御寄合并ニ御取付寄合之儀可相成候ハ、十二日^{*}亥猪御規式へ罷出候而、引続相濟候様御相談申度存候、御陣屋之面々多候者御嘉祥ニも双席ニ御座候間、此度ハ右御規式兼罷出申度存候、諸御役所右之御手くり^(様)ニ御勘定出来可申哉、私方ハ何分可申付存候、此度扱切及御相談候、以上

九月十二日

九郡宛 大里之外ハいつれニも間ニ合セ候事

小宮山次郎左衛門

(六三七)

御廻状并皆様御存意之趣、何分御同意ニ御座候、併役所之儀ハ御存被下候通、度々之御成此間中も奥方等御入□にて押通し、余計之隙取有之候、御勘定之方下組も更ニ不出来候間、安心不致様奉存候得共、何分相持候様可申付候、以上

九月廿四日

入江忠八郎

(六三八)

御廻状致拝見候、役所御取付御勘定明五日迄ニハ相濟候間、御間ニ合可申と存候、以上

十月四日

加藤孫三郎

(六三六)

*亥猪御規式 げんちよごきしき。
十月の初亥の日の年中行事。この日の亥の刻に新穀でついた餅を食べてその年の収穫を祝った。幕府では登城した大名・旗本に御菓子や餅菓子を与えた。

(六三九)

乍恐以書付奉願上候事

当村長衛門倅藤三郎、江戸御駕籠方へ相濟候二而、受状印形之儀御達二付、先達而請人主共へ相達候
処、長衛門病身二相成百姓立罷成不申候間、御下ケ被下置候様奉願上候処、亦候請状御渡被下置候間、
尚亦当人共へ相達候処、いつれにも延引仕候間「
」願之通御下ケ被下置候様奉願上候、仍如件

文化六年巳十月

田中々村

庄屋

藤兵衛 印

御郡御奉行所様

与頭

壱人 印

(六四〇)

御書付致拜見候、扱下田中々村武衛門御役所御用達被御申付置候処、近頃金高相過、当時御借居二相
成候二付、上下着用御免等御申出可被成候而、委細御懸ケ合之趣致承知候、故障之筋無御座候間、何
分よろしく御取扱被下候様致度御報、旁如斯二御座候、以上

十月

加藤孫三郎

桑原善四郎様

(六四一)

十月五日仕出御用

- 一、田中々村武衛門上下等御免之儀二付、前留之通り大吟味中へ及返書候事
- 一、孝貞等之者北浜 御成候節、御ほうひ被下候者名前、別留之通御通事衆へ指出候事
- 一、田中々村藤三郎、江戸御駕籠方相勤候二付、請状相極さし出候様ニと御目付方より相廻候二付、

村方へ相達候処、故障有之旨申出候間其趣同所へ申出候所、亦候相達候様ニと申来候ニ付再応申達候所、是非指下シ不申候而ハ不相成者之よし、前留之通訴出候間、件之趣請払方へ訴状相廻し、右より御目付方へ申出候筈申合候事

一、湊村伊十拘り之者共、刑当来ル五日取計可申旨改書ニ而及挨拶候事

一、御春屋方へ相納候薪請取手形式枚ニ而弍百弍十三束之分、本手形ニ引替候様ニと請払方へ相廻候事

一、石神外宿村御稗御蔵御修覆、左留之通御用人衆へさし出候事

(六四二)

覚

石神外宿村

与頭

利□□

鏹三貫文

右之者、明和五子より当已迄四十弍ヶ年実貞出精相勤候処、老年尚亦近頃病身罷成退役相願候ニ付、年来大儀仕候間、村役人御褒美「一」金之内より請取候而為取申度奉存候、御濟口相成候ハ、御役金方へも御達被下候様仕度、此段奉伺候、以上

十月

加藤孫三郎

右、伺之通相済候旨、廿六日御達候事

(六四三)

以書付致啓達候、御扱下太田村彦衛門店借大森村帳外兵吉儀、同村蔵十衣類等被盜候ニ付、疑心之筋相聞候間入獄申付置、御扱下拘り之者迄致穿鑿候ニ付、刑当取計可申と別冊之通目論申候所、御扱下之者共ハ不調法之筋も不相見候間、御当所ニハ及申間敷候得共、致穿鑿候儀ニも候故、口書并刑目論

(六四二)

*春屋方 つきやかた。水戸藩の職名。天保十一年の「江水御規式帳」で吟味役の中に御台所御春屋掛が置かれており、米つき御用の奉公人を使い、飯米をつく作業をした。

共ニ御心得迄ニ懸御目候間、思召も御座候へハ何分被仰聞、尚亦御覽相濟候へハ、早速御返被下候様致度、此段得御意候、以上

十月六日

加藤孫三郎

入江忠八郎様

私ハ存寄無之旨、返書来候事

(六四四)

覚

外宿村

稗御蔵式棟

但、長拾五間

横三間

是者、家上式棟共大破ニ相成、家縫竹家建竹共虫付ニ相成、下地より丸ニ葺替之積

右御入目積

一、萱式千百六拾束 但、五尺結繩

一、代金拾三両式分 但、金壹分ニ四拾束積

一、太繩四百六拾房 但、老房ニ付五拾尋手組

一、細繩拾六房 但、老房右同断

一、中竹四百五拾本

一、小竹九百本

一、さら竹八百本

一、萱手百式拾工

御国役

此御扶持米壹石式斗 但、老人ニ付米壹升ツ、

一、人足三百五拾人

此御扶持米壹石七斗五升 但、壹人ニ付米五合ツ、カ□□

油繩子村

稗御藏式棟

但、長拾五間

横三間

是者、壹棟ハ押ほこ出洪気除等迄相破候付、表之方者丸葺替其外ぐし取替所々繕指萱之積

右御入目

一、萱式百六拾束

但、五尺ノ繩

代金式両式分

但、金壹分ニ式拾六束積

一、太繩百三拾房

但、五拾尋手組

一、細繩式拾房

但、右同断

一、中竹百式拾本

一、小竹百本

一、さら竹三百本

一、萱手四拾三工

此御扶持米四斗三升 但壹人ニ付米壹升ツ、カ□□

一、人足百人

此御扶持米五斗 但壹人ニ付米五合ツ、

右、石神外宿・油繩子兩村稗御藏四棟当秋(大カ)嵐之節、家上所々相破候付御修覆申出候間、支配見分爲仕候所誠ニ及大破、外宿村御藏之儀者、式棟共下地より不残葺替不申候而ハ御修覆相届兼、油繩子村之儀者、壹棟ハ軒口下り家上押ほこ出洪気除共相破候付、表ノ方者御面不残葺替、外壹棟もぐし其外大破ニ相成雨漏候、場所指萱不仕候而ハ、雨洩之程難計候旨、見分之支配前書之通、御入用大凶ニ積

申出候間、当暮御修覆仕度奉存候付、早速御達御座候様致度、此段申出候、以上

十月

加藤孫三郎

(六四五)

以書付致啓上候、然ハ先達而及□合候円晝院様御墓所御地形御□^(宛カ)之義も無滞相濟、御普請も去「」日相濟申候、右二付候而者何角御世話と「」相成候義、江府表へも申遣候間、追而御挨拶之義ハ可有御坐候得とも、右相濟候段御届得貴意度、如斯御坐候、以上

十月朔日

島崎八郎左衛門

加藤孫三郎様

尚々、寒冷相催候得とも弥御堅勝被成御勤珍重奉存候、且先達而扱下小泉村猶吉娘引取之義も、江府表被申遣置候処、今以指図等も無御坐候二付、御挨拶も致延引候義二御坐候、乍序此段得貴意候

(六四六一)

向山常福寺山内枯木伐取之儀、別紙之通申出候条、御申合宜御執計可被成候、以上

十月五日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門

(六四六一)

覚

一、桧巻本

但、回り五尺

右ハ、立枯木二相成勤学所間近二而、風雨之節甚無心元御坐候二付、自分二而伐取申度奉存候得とも、万一勤学所へ倒掛り候儀も難計候間、御法事前御伐取被仰付候様奉願候、以上

巳十月

向山役者

秀善 印

真寥 印

寺社

御奉行所

(六四六一三)

覚

一、松老本

但、廻り七尺

右者、立枯木ニ相成、御仏殿間近ニ而、風雨之節甚無心元御坐候ニ付、自分ニ而伐取度奉存候得とも、
万一、御仏殿へ倒懸候義も難計候間、御法事前御伐取被、仰付候様奉願候、以上

巳十月

向山役者

秀善 印

真寥 印

寺社

御奉行所

(六四七)

当十一月八日、於向山常福寺、田曉院様三回御忌ニ付、明八日御取□御法事葬若様より御修行之旨、
其筋より申出候条、其旨相意得御一周、忌之節通、宜取計候様加藤孫三郎方へ御達之義、よろしく
御執計可被成候、以上

十月七日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門様

(六四八)

御書付致拜見候、然ハ扱下上郷村惣三郎、穿鑿之儀御催促申候得共、仍而近々□可被成候処、御法事御用等にて御役所御繁多ニ有之、其上右ハ相懸候御支配暫之内手明兼候間、相衆之儀ハ御役所より御指出可被成候付、本人ハ於役所ニ申付候様可被成や、若くり合相成兼候ハ、太田村ハ牢替申付候様可致旨被仰聞候趣いさゝ致承知候、被仰聞候通役所之義ハ繁多ニ而相廻り兼、尚又惣三郎儀一卜通り之糺ニ而ハ都詰兼可申哉、万一拘り之ものとも引合□不申付候而ハ不相成節、却而隙取ニ□付相成可申哉と存候付、近々太田村ハ牢替申付候様可致候間、右御心得よろしく御取扱可被成候、御答迄如此ニ御坐候、以上

十月六日

加藤孫三郎様

増子幸八郎

尚々、本文牢替申付候日限之儀ハ、出役之支配より御役所迄為御知申候様、相達可申存候、以上

(六四九)

以書付致啓達候、俊祥院様御墓所御普請御用磯崎石運送入札之儀、先達而得御意候付、入札相揃、瑞龍村利兵衛落札ニ相成候処、川筋悪ク罷成入札通ニ而ハ難洪之趣、仍而過金願出候間、大里御役所より御懸合御坐候付、吟味方へ申出候処、触直し候様申聞御坐候間、尚また御触被成入札御取揃、役所へ御廻可被成候、以上

十月七日

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門

(六五〇)

扱下竹瓦村百姓源之衛門倅祐介与申もの、当八月中洪水之御致水死候処、死骸相見不申候段いさゝる其節申上候所、村内川除杭ニ引掛り砂ヲ冠り居候を、此度見付候間、訴申出候処、疑心之筋も相聞不申候間、取仕抹申付候事ニ御坐候、此段御心得ニ申上候、以上

十月

加藤孫三郎

(六五一)

以書付致啓達候、当御取付内突合之儀、来ル十七日より為取初立候様致度御座候間、十六日夕迄ニ調役中致出府候様御達可被成候、且皆様之義者十九日夕迄ニ、御出府御座候様ニと存候、此段得御意候、以上

十月十日

御取付年番

藤田次郎左衛門

岡野庄五郎様

加藤孫三郎様

尚々、廿日迄ハ御法事御座候趣ニ御座候間、廿一日後之御突合と相見申候、以上

(六五二)

加藤孫三郎扱下

本米崎村

大橋村

堅磐村

竹瓦村

茂宮村

留村

児島村

亀下村

田中々村

落合村

幡村

赤須村

上土木内村

いし町村

福平村*

滝平新田*

右、村々当田方小検見不請候趣申出も有之付、本郷へ者公納稗之分、新田へ者口米御免被下置候条、其旨可被相達候事

(六五二)

*福平村 ふくだいら村(多賀郡)。石神組に属する。現高萩市福平。

*滝平新田 たきだいら新田(久慈郡)。石神組に属する。現日立市諏訪町。多賀山地東、四ツ峰の南に位置する。寛文十二年、大久保・諏訪両村の山地を山作・袋田両村に命じて開墾させて成立した新田。

(六五三)

以廻状得御意候、支配宮田清助儀御旗同心へ御入人之儀、昨九日別紙之通、御奉行衆より御達御座候間、得御意候条、御覽御順達可被下候、以上

十月十日

藤田次郎左衛門

九郡宛

藤田次郎左衛門役所

御郡方手代

宮田清助

一、右之もの、此度御旗同心へ過二御入人申付、並之切符為取候条、其旨可被相達事

(六五四)

別紙写之通、昨日御奉行衆より御達御座候間、則相廻候条、御覽御順達可被成候、以上

九月五日

小原忠次郎

御郡奉行・御勘定奉行・大吟味役・両御金奉行中へ

一、

諸向へ

去々卯年半知御借上被仰出候二付、御家中諸上納之内、去辰年^{*}下屋敷御年貢并五分一役金之外ハ、夫々ニ御馳相成、当年よりハ元へ復上納之筈ニ候処、近々之傷も可有之と、左之通上納振御指略相濟候

一、地方物成御切符共指向定押等、去辰年半御返候分ハ当巳年も半分御返、尤当年ニ至リ相濟候分も同様御返候事

但、本文之内去年御馳無之分ハ、当年も御馳無之候

(六五四)

^{*}下屋敷 しもやしき。諸大名が大規模火災などの場合の避難地とするために幕府が与えた宅地。水戸藩の下屋敷は、本所小梅邸であった。

一、都而年賦拝借之分ハ、当巳年半金上納、尤唯今相濟候分も同様半上納候事

但、寅卯辰暮引拝借候分、去辰より二ヶ年賦三ヶ年賦ニ相濟并百石式兩式分宛之割ヲ以御馳相成候分ハ、御借上傷候故ヲ以、年賦御差略相成候事ニ付、当年御馳無之候、此外
当暮引拝借候分も御馳無之候

右之通、相心得委細ハ吟味方問合可申候、此旨支配々々迄可被相達事

(六五五)

*引田村

庄屋

長三郎

与頭

喜三郎

百姓 式十式人

右村高百式拾石余、先年ハ至而困窮郷、未進拝借等多村立不宜候処、追々取直シ御改革以來別而風儀宜敷相成、挙而農事出精ハ勿論堅御下知ヲ守、諸上納速ニ相運、誠ニ他郷之鑑ニも相成候村方ニ付、去ル子年為御褒美青銅拾五貫文被下置候処、農業出精等ハ百姓之常ニ而、御褒美頂戴無益ニ遣候儀ハ恐入候由ニ而、右被下鑓村用金ニ廻し置候而、此度 御帰国御用金被仰付候御砌ニ付、右金子何卒上ケ金ニ仕度旨願出、御取受ニ相成候処、此度御巡郷去ル廿日、右村 通御候節惣百姓 御目通江被召出、農事出精風儀心得宜趣奇特之旨、被為在 上意為御褒美、鍬耆具宛被下置誠ニ稀成 御称於拙者難有仕合ニ奉存候、此段為御知旁得御意候条、御覽乍御世話御順達留リより御返し可被下候、以上

九月廿五日

白石又衛門

九郡并見習中宛

(六五五)

*引田村 ひきた村(那珂郡)。八田組に属する。現常陸大宮市若林。

(六五六)

以書付致啓達候、然ハ先達而召捕置候扱下上郷村百姓藤衛門倅惣三郎、於御役所御糺候儀御座候間、太田村牢へ入獄可申付候付、御頭様より頭方へ御懸ケ合候趣も御ざ候二付、則今十一日太田村牢へ入獄申付候儀ニ御座候、此段可得御意如斯御ざ座候、以上

十月十一日

鈴木全助

石神組御同役様中

(六五七)

覚

手代

金式朱

桑名宗兵衛

右、此度於向山常福寺、円曉院様御法事御執行被遊候二付、為諸御用右御寺へ支配指出候所、彝若様より前書之通被下置候、尤何二而も滞無御座候、仍而此段申出候、以上

十月

加藤孫三郎

(六五八)

大森村

申渡書ハ裁許留ニアリ、爰ニ略ス

儀外之外帳

兵吉

右之もの、役所了簡之上、去ル十日追放申付候、仍而申渡書写懸御目申候、以上

十月十九日

加藤孫三郎

御目付様中

(六五九)

扱下田渡村郷医玄減祖父、当年九拾三才ニ相成年々養老御扶持頂戴仕、為冥加餅献上仕度旨、委細当
五月中病死仕候ニ付、献上御免被下置候様、亦々願出候処、当人病死仕候上ハ、村方願之通御免被下
候様仕度、此段奉伺候、以上

十月

加藤孫三郎

(六六〇一)

此度御法事ニ付、瓜連院代等伝馬之義、別紙両通之通申出候間、夫々宜御取計可被成候、以上

十月五日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門様

(六六〇二)

覚

一、

瓜連 院代

一、

洪井 正曆寺

一、

坂戸 定善寺

一、

大串 善徳寺

一、

額田 引接寺

右五ヶ寺、今般 俊祥院様・恭岳院様御法事出勤仕候間、先格之通往還共御伝馬被仰付候様奉願候、
以上

向山役者

秀善 印

(六六〇一)

*瓜連(村) うりづら村(那珂郡)。

大里組に属する。久慈川の右岸。北
部は沖積低地で水田、南は台地で集
落となつている。南郷街道の宿場と
して機能していた。

*洪井(村) しぶい村(茨城郡)。

浜田組に属する。現水戸市洪井。那
珂川の右岸にある。

*坂戸(村) さかど村(茨城郡)。

浜田組に属する。現水戸市酒門町。
村内には、徳川光圀が設けた藩士の
墓地(酒門共有墓地)がある。

*大串(村) おおくし村(茨城郡)。

浜田組に属する。現水戸市大串。古
くは大櫛と書かれたが、元禄年間頃
に改められた。

*恭岳院 水戸藩七代藩主徳川治紀
の夫人、達子、方姫の院号。紀州家
徳川重倫の娘。寛政元年六月十八日、

治紀と婚儀。寛政六年正月二十六日、
二一歳で死去。

巳十月

真寥 印

寺社

御奉行所

(六六一)

覚

一、 蒔菰

入用次第

右者、来ル十月 恭岳院様十七回忌御取越御法事之節、御入用之品ニ御坐候間、習礼前ニ為御敷被下候様奉願候、以上

巳九月

向山役僧

専隆 印

義観 印

寺社

御奉行所

(六六二)

覚

一、 蒔菰

入用次第

右者、来ル十月 俊祥院様御老周忌御法事之節、御入用之品ニ御坐候間、御習礼前為御敷被下候様奉願上候、以上

巳九月

向山役僧

専隆 印

義観 印

寺社

御奉行所

(六六三)

覚

一、唐門内外掃除

右者、来ル十月 恭岳院様御取越御法事前被仰付被下候様奉願候、以上

巳九月

向山役僧

専隆 印

義観 印

寺社

御奉行所

(六六四)

覚

一、唐門内外掃除

右者、来ル十月 俊祥院様御一周忌御法事之節、御入用之御場所ニ御坐候間、掃除いたし候様、御郡方へ御断被下置候様奉願上候、以上

巳九月

向山役僧

専隆 印

義観 印

寺社

(六六五)

加藤孫三郎へ

俊祥院様御一周忌御法事、来ル十五日より十七日まで二夜三日、於向山常福寺御執行被遊候付、御郡方調役為相詰諸事前振之通、可被取計事

(六六六)

俊祥院様御一周忌御法事、来ル十五日より同十七日まで、於向山常福寺二夜三日御執行被遊候付、御連枝様方御代拝、其外寺院等より代僧并右御用ニ而相詰候族之旅宿、且菰等之儀まで諸事前振之通、宜御取計可被成候、以上

十月八日

岡部忠蔵

加藤孫三郎様

(六六七―一)

別紙之通御達御座候間、宜御取扱可被成候、御覽御順達可被成候、以上

十月九日

藤田次郎左衛門

岡野庄五郎様

増子幸八郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

(六六七―二)

俊祥院様御一周忌御法事、来ル十五日より十七日迄御執行被遊候付、御法事中鳴物・音曲・殺生御停止、普請・武芸者当日より七日計御停止ニ有之候条、其旨御心得御同役共見習中并指引中へも御達、

且鄉村触之儀前振之通、宜御取計可被有之候、以上

十月八日

野中三五郎

興津所左衛門

赤林八郎左衛門

藤田次郎左衛門様

(六六八一—)

以廻状得御意候、恭岳院様十七回御忌御取越御法事二付、別紙写之通御達御座候間、則相廻申候、
宜御取計可被成候、御覽御順達可被成候、以上

十月十一日

藤田次郎左衛門

増子幸八郎様

入江忠八郎様

白石又衛門様

皆川弥六様

加藤孫三郎様

(六六八一—)

恭岳院様十七回御忌御取越御法事、来ル十八日より廿日まで御執行被遊候付、御法事中鳴物・音曲・
殺生御停止、普請・武芸ハ御^(當日よりカ)□□廿日計御停止有之候条、其旨御心得御同役中見習中并指引中へも
御達、且鄉村触之儀前ふり之通、宜御取計可被有之候、以上

十月十日

野中三五郎

興津所左衛門

赤林八郎左衛門

藤田次郎左衛門様

(六六九)

加藤孫三郎へ

恭岳院様十七回御忌御取越御法事、来ル十八日より廿日まで二夜三日、於向山常福寺御執行被遊候付、御郡方調役為相詰、諸事前ふり之通可被取計事

恭岳院様十七回御忌御取越御法事、来ル十八日より同廿日迄、於向山常福寺二夜三日御執行被遊候付、御連枝様方御代拝、其他所代拝使者、寺院等より代僧等并右御用ニ而相詰候族、旅宿等諸事前ふり之通、宜御執計可被成候、以上

十月十一日

加藤孫三郎様

中村与一左衛門

(六七〇—一)

此度御法事ニ付、向山へ被相詰候処、別紙両通之通、人馬召仕候旨、御目附等(方カ)より申至候付、相廻申候条、宜御取扱可被成候、以上

十月十一日

加藤孫三郎様

小原忠次郎

(六七〇—二)

佐野四郎衛門義、此度 俊祥院様・恭岳院様御法事ニ付、同役御雇被仰付、来ル十四日青柳通ニ而向山へ相詰候、尤御目付同心菅人召連申候ニ付、別紙之通人馬召仕申候、仍此段得御意候、以上

十月十一日

小原忠次郎様

渡辺宮内衛門

覚

- 一、伝馬 壹疋
- 一、歩行夫 貳人
- 一、歩行夫 壹人
- 一、御目付同心 壹人

(六七〇—三)

此度、俊祥院様・恭岳院様御法事為御用、来ル十三日青柳・枝川通二而、我々兩人向山へ罷越申候、尤下役三人召連申候付、別紙之通人馬召仕申候、仍此段得貴意度、如斯御座候、以上

十月十一日

小原忠次郎様

武藤庄左衛門
市毛津衛門

覚

枝川通

市毛津衛門

- 一、伝馬 壹疋

御目付同心壹人

- 一、歩行夫 壹人

青柳通り

武藤庄左衛門

- 一、伝馬 壹疋

- 一、歩行夫 壹人
- 役所御用箱

押之者貳人

- 一、右同断 貳人

(六七二)

恭岳院様御法事二付、道橋掃除之儀別紙之通、御用人衆より申来候間、則相廻申候、御順達可被成候、以上

十月十一日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

(六七二)

恭岳院様十七回御忌御取越御法事、来ル十八日より同廿日迄、於向山常福寺二夜三日御執行被遊候

二付、御領分道筋道橋掃除并人馬等無滞様、御同役中へ御申合、前(振)ふり之通宜御取計可被成候、以上

十月十一日

中村与一左衛門

藤田次郎左衛門様

一、御法事中、孤例之通心掛置、御中間方へ可相渡事

一、御法事拜聴之百姓下々、脇指不帯候様可申付候、尤百姓之内頭立候者歟、又ハ手代中致指引、不

作法無之様可致事

但、脇指守リ之者可申付事

一、御法事中、於御寺内酒壳不申候様堅可申付事

一、御法事御用ニ相詰候族、宿割書付可指出候事

一、御目付忝人、御徒目付忝人、下両役宿之事

一、行燈式ツ油(灯心)とうしん共役所分

左之通、御目付方より申来候事